

22 個別条例に基づく課税免除又は不均一課税の状況

ア 法律別

(単位：千円、件)

条例に対応する 根拠法律の略称	課税免除・不均一課税による減収額							課税免除等 を適用した 法人等の数
	法人県民税 (均等割)	事業税			不動産 取得税	自動車 取得税	計	
		個人	法人	計				
促進法	-	-	-	-	346,212	-	346,212	7
過疎法	-	-	3,726	3,726	42,140	-	45,866	9
半島振興法	-	-	-	-	-	-	-	-
特定非営利 活動促進法	5,083	-	-	-	-	-	5,083	238
合計	5,083	-	3,726	3,726	388,352	-	397,161	254

注 この調は、決定日が平成29年5月1日から平成30年4月30日である課税免除及び不均一課税のものについて作成した。

法人等の数は、事業税、不動産取得税それぞれにおいて計上した。(例 同一法人にこの2税目の適用があった場合は2法人として計上)

なお、特定非営利活動促進法については、会計年度ベース(4月1日から翌3月31日まで)で計上した。

上表に記載した根拠法律を引用する条例の正式名称は、次のとおりである。

促進法：同意集積区域における県税の課税免除に関する条例(改正前：工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例)

過疎法：過疎地域における県税の課税免除に関する条例

半島振興法：半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例

特定非営利活動促進法：特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例

イ 会計年度ベース

(単位：千円、件)

課税免除・ 不均一課税 を決定した日	課税免除・不均一課税による減収額							課税免除等 を適用した 法人等の数
	法人県民税 (均等割)	事業税			不動産 取得税	自動車 取得税	計	
		個人	法人	計				
①(上記再掲) H29.5.1~H30.4.30	5,083	-	3,726	3,726	388,352	-	397,161	254
②(加算) H29.4.1~H29.4.30	-	-	-	-	17,375	-	17,375	2
③(減算) H30.4.1~H30.4.30	-	-	-	-	-	-	-	-
合計 (①+②-③)	5,083	-	3,726	3,726	405,727	-	414,536	256

注 会計年度ベースとは、課税免除及び不均一課税の決定日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の集計値である。

法人県民税(均等割)についてはH29年5月31日課税免除申請期限の法人(3月決算法人)が多いものとみなし①に集約した。